

# 住民監査請求監査結果

## 第1 請求の受付

1 請求人 1名

2 請求書の提出

平成 28 年 10 月 17 日 富監第 49 号で受付

- (1) 補正日 平成 28 年 10 月 29 日
- (2) 受理日 平成 28 年 10 月 17 日

3 請求の趣旨

(1)住民監査請求書の要旨については、原文のまま記載した。

住民監査請求書

1 請求の要旨

平成 27 年 10 月 16 日告示、同年 10 月 25 日投票にて実施された宮城県議会議員選挙において、若生裕俊富谷市長(当時町長及び富谷町。以下、当時役職等として町長及び富谷町と表記)は少なくとも 10 月 16 日、17 日、20 日、22 日、23 日、24 日に町長用公用車を使用し各地の立候補者の応援へ向かっている。この中で町長公務日程表では 17 日、19 日、20 日、23 日は選挙応援の記載はなく、16 日、22 日はそれぞれ「県議ごあいさつ」「県議会議員選挙・事務所まわり」等との公務予定がある。

富谷町公用自動車等使用管理規定第 8 条によれば効率的かつ経済的に運用しなければならない、職員が公務に従事する為に必要である場合の他、使用することができないと定めている。17 日、19 日、20 日、23 日は選挙応援が公務予定にないにも関わらず公用車が公然と使用されたり、私的使用を疑うものである。また 16 日、22 日は選挙応援が公務予定にあるものの若生裕俊町長が公用車にて訪れた地区に他の予定はなく純然たる選挙応援のみとなる。「自治体首長が当該自治体を選挙区とする選挙候補者の選挙事務所を訪問したり、その街頭演説の際にその同候補者を支援・激励する内容を含む演説を行うことは地元選出の議員の間に良好な関係を築き自治体政治の円滑な運営や維持発展を期するものであるということができるから社会通念上儀礼の範囲を逸脱するものではないから自治体の事務に含まれる」との判例(平成 21(行ウ)602)もあるが、今回の選挙応援は 16 日公務予定の 9:00 大和町及び 10:00(富谷町)成田地区の候補者以外は松島町、加美町、大崎市、栗原市、気仙沼市、仙台市内とあり、いずれも黒川郡もしくは富谷町を選挙区とする候補者ではない。政治活動は何人にも保証された権利であるが、公人が公務として行うものではなく、今回の若生裕俊町長の公用車使用は公用自動車等管理規定や判例に反するものである。特に栗原市、気仙沼市への公用車での移動は選挙応援以外の予定もなく片道で悠に 100 キロメートルを超えるものであり違法性不當性が高いと考える。

また平成 27 年 10 月 20 日の公務予定に「9:00 (株)河北ランド 10 月定例役員会」との記載があり、公用車等使用簿によれば若生裕俊町長は町長用公用車を使用し出席していることがわかる。

富谷町は(株)河北ランドの株式を所有しているが、それを理由に富谷町の首長が(株)河北ランドの取締役に就任するといった規約や慣例はないと富谷町財務課より口頭にて回答を得ている(平成 28 年 9 月 20 日富谷町役場訪問時)。すなわち、若生裕俊町長の(株)河北ランド役員としての活動は個人的事案であり、町長としての公務に非ず公用車やその運転手を使用することは不当である。

以上の様に公用車及び運転手たる富谷町職員を違法・不当に使用した若生裕俊町長に対し、その費用(自動車使用費、燃料費、人件費等)を富谷町へ返還することを求める。

本来であれば富谷町政のチェック機能は議会及び議會議員が果たすべきものであるが、混迷を深める我が富谷市議会においてれそれらを期待出来ないが為に一市民として本請求を提起した。

監査委員の良識ある判断に期待すると共に若生裕俊市長においては自らの行動を深く反省し自主的な処分や返納を実施することを強く要望する。

本来であれば当月 15 日に本書を提出するところであったが、富谷町役場休業日であり本日 17 日に提出することとなった。地方自治法第 242 条第 2 項にある正当な理由として取り扱われることを望む。

以上

#### ○事実証明書

- ①公用自動車等使用簿の写し(10 月 16 日～10 月 25 日掲載分)
- ②町長行事日程表の写し(10 月 16 日～25 日掲載分)
- ③裁判所情報の写し(平成 21(行ウ)602)損害賠償(住民訴訟)請求事件)

#### (2) 補正による回答書

平成 28 年 10 月 21 日付富監発第 25 号「住民監査請求書の補正について(通知)」に対し、次のとおり回答があった。

提出期限は、平成 28 年 10 月 28 日としていたが、平成 28 年 11 月 9 日遅延理由書が提出され、住民監査請求書を差替えた。

#### 4 請求の要件審査

本件監査請求は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 242 条所定の要件を具備しているものと認めた。

なお、「富谷市の休日を定める条例第 2 条の規定に基づき、休日の翌日をもってその期限とみなす。」としていることから、平成 27 年 10 月 16 日の公用車使用についても監査対象とした。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

本件監査請求に係る監査対象事項は、監査請求書に記載されている事項を勘案し、次のとおりとした。

- (1) 選挙区以外の県議会議員候補者の選挙事務所回りに、公用車を使用したことは違法不當であるか。このことにより、公用車及び運転手たる市職員を使用した市長は、その費用(自動車使用費、燃料費、人件費等)を富谷市に返還する必要があるか。
- (2) 株河北ランド役員会へ出席する際に、公用車を使用したことは不當であるか。このことにより、公用車及び運転手たる市職員を使用した市長は、その費用(自動車使用費、燃料費、人件費等)を富谷市に返還する必要があるか。

### 2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、下記のとおり証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

#### (1) 補正及び新たな証拠の提出について

補正があり住民監査請求書を差替えた。新たな証拠の提出はなかった。

#### (2) 請求人の陳述

実施日 平成28年11月9日 午前10時

出席者 請求人

発言要旨 発言は、監査委員からの質問に答えるという方法で行われた。

趣旨にも記載したとおり当該自治体が選挙区としている選挙の場合は判例事例もあり、違法としているものではありません。黒川郡以外への選挙区に多々行っていて、他の公務もなく、そのことだけを目的に行っているということが違法であり不當であると言っているのです。

突き詰めていくと、最終的な判断は判断される方の結果になると思いますが、こういった判例もあり、本当に公務なのですか。ただ監査請求という制度上公職選挙法を考えると、違法不當だと考えてのことです。

金額については、正直なところ、一民間人ですから、役場の人件費がどうなのかということは解かりません。一般的に考えられるところを考慮して、常識の範囲内で監査委員の方でお調べいただきたい。

### 3 関係人調査

#### (1) 株河北ランドへの調査 平成28年11月7日 午後4時株河北ランドに出向き実施。

後日、回答書が提出された。以下、その要旨を掲載する。(回答書から一部引用する。)  
富谷市長が株河北ランドの役員となっている経緯等についての説明は以下のとおりである。

弊社は、昭和36年8月19日にこの地でゴルフ場事業を展開すべく設立された会社です。

富谷町(当時富谷村)が会社設立時から株主としてこの事業に、参加いただき、初代富谷町長と富谷町議会議長が取締役に就任していただきました。

昭和 42 年以降は歴代の富谷町長様に弊社の監査役をお願いしております。

ただし、元町長の若生照男様がお亡くなりになった平成 18 年 12 月から前町長の若生英俊様が就任されるまでの 1 年 4 か月と、若生英俊様の監査役の任期満了に伴う退任から富谷市長にご就任いただくまでの 3 年間のブランクがあります。

弊社の定例取締役会は年 6 回開催で、偶数月の 20 日前後に実施しております。

平成 27 年 4 月から平成 28 年 6 月までに開催された 8 回の定例取締役会はすべてご出席いただいております。役員報酬、交通費の受領はありません。

(2) 市役所担当職員への調査 平成 28 年 11 月 9 日午前 11 時、午後 1 時に実施。

監査請求に記載された内容と添付された証拠書類等の事実確認について説明の概要は以下のとおりである。

① 宮城県議会議員候補者への応援について

市制を目指していた富谷市にとって、県議会での同意が必要となることから、要請があった区域内の候補者だけでなく、県内の候補者の事務所回りを実施した。

② 町長行事日程表について

監査請求書に添付されていた町長行事日程表については、月曜日に開催される庁議に配布している日程表であり、その後に追加等があった場合にも補記はしていない。そのため、全てが記載されているものではない。

③ 公用自動車等使用簿について

公用自動車等使用簿の記載については、走行距離を重点に見ているもので、ポイントとなる地点のみの記載となっているため、全てが記載されているものではない。

④ 株河北ランドへの役員就任について

富谷市は、法人設立当初から株河北ランドの株式を取得しており、歴代の首長が監査役として就任している。役員会への出席は公務と考えている。

⑤ 財政課職員に確認した内容について

担当課長が財政課全職員に聞き取り調査を実施したが、事実を確認することはできなかつた。

なお、請求人の陳述時の聞き取りで、具体的な情報があつたため、再度担当課長から職員への聞き取り調査を実施したもの、事実を確認することはできなかつた。

⑥ 公用車の燃料費及び人件費の試算について

住民監査請求の要素となる、返還すべき金額が明示されておらず、さらに、その対象とすべき公用車使用の行程が特定されていないところから、ここでは参考までに経費の一部となる公用車のガソリン代と運転手の給料の考察を行つた。

ア 公用車の特定

トヨタクラウン ロイヤルサルーン Four

主要諸元表より、燃料消費率(国土交通省審査値) 21.0 km/ℓ

イ レギュラーガソリン契約単価(財政課で契約)

平成 27 年 10 月現在 125.928 円/ℓ

ウ 運転手給料の時給

単純労務職給料平均 262,552 円 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

時給単価(職員の給与に関する条例第 17 条)

$$(262,552 \text{ 円} + 262,552 \text{ 円} \times 5/100) \times 12 \text{ ヶ月} = 1,641.76 \text{ 円/h}$$

38.75 時間 × 52 週

以上のことから、次のとおり試算する。

◎仮に、100 km 走行した場合

○ガソリン代

$$100 \text{ km} \div 21.0 \text{ km/l} \times 125.928 \text{ 円/l} = 599.65 \text{ 円}$$

○運転手の給料

平均的な一般道の目安(日本自動車連盟)30 km/h

$$100 \text{ km} \div 30 \text{ km} = 3.3 \text{ 時間}$$

$$3.3 \text{ 時間} \times 1,641.76 \text{ 円/h} = 5,417.80 \text{ 円}$$

#### 4 事実の確認

公用自動車等使用簿及び担当職員の聴き取りにより、以下のとおり候補者の事務所回りが確認できた。

平成 27 年 10 月 16 日 宮城郡松島町 黒川郡大和町・富谷町

10 月 17 日 仙台市青葉区・泉区

10 月 19 日 仙台市宮城野区

10 月 20 日 仙台市太白区

10 月 22 日 加美郡加美町 栗原市 気仙沼市 大崎市 仙台市青葉区

10 月 23 日 加美郡加美町

10 月 24 日 仙台市泉区

また、平成 27 年 10 月 20 日開催の定例取締役会に出席していることが、株河北ランドからの回答書により確認できた。

### 第 3 監査の結果

#### 1 判断

本件監査請求については、合議により、次のとおり決定した。

「監査対象事項(1)」について、理由がないものと認め、棄却する。

よって、市長は、公用車を不正に使用したとはいえず、その使用に要した経費の支出について、違法・不当な支出であるとは認められない。

「監査対象事項(2)」について、理由がないものと認め、棄却する。

よって、市長は、公用車を不正に使用したとはいえず、その使用に要した経費の支出について、不当な支出であるとは認められない。

したがって、市長は、当該公用車使用等に要した経費支出相当額の返還を要しない。

## 2 判断理由

地方自治法第 242 条に定める住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実により普通地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保する見地から、執行機関又は職員の違法、不当な行為等の予防、是正を図ることを本来の目的としている。

「違法」と「不当」については、次のとおり認識した。

違法とは、法令の規定に違反することであるが、単に、形式上、作為または不作為が、法規に違反する場合のみならず、行為の内容が、実質的に公序良俗に反するなど実質的に違法性がある場合も含めて解されるべきである。

不当とは、違法ではないが、行政上の目的からみて妥当でないことである。

### (1) 市長の公務と公用車の使用について

市長公用車の使用の範囲については、特別職である市長の公務の性質及びその内容より判断すべきものである。

市長は、地方自治法第 147 条で「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。」と規定され、また、同法第 148 条には「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。」と規定されており、文字どおり、行政の長としての執行権を有している。

市長として政治公約を掲げて立候補し、市民の信任を得て当選しており、その公約に掲げた政策実現のため、また、市政の円滑な運営を図るために、市民団体や事業者にも市政への理解協力を求めることも、市長の重要な公務であることは否定できないところである。

また、長は、あらゆる機会を通じて住民と交流し、行政運営に対する理解や政策を訴えるばかりでなく、自らがよって立つところの、あるいは政策の背景にある政治的信条や立場を表明すること、特定政党や特定の選挙候補者を支持しあるいは支持しないことを表明し、行動することは、社会的相当性を明らかに逸脱している場合を除いて、当然認められているものである。

実際の公用車使用が公務であるか私事であるかの判断基準については、行動の目的やその内容については勿論のこと、公用車の目的、すなわち、公務を機能的かつ円滑に務めるための移動における迅速性の確保、移動中のセキュリティを保ちつつ確実に連絡が取れる態勢の確保、あるいは公務の合間に私事が含まれている場合に、当該公務と私事との関係などを総合的に勘案した上で、純粹に私的な使用であることが明らかな場合に限り、違法、不当と判断すべきものと考える。(他自治体の先例参照)

### (2) 「監査対象事項(1)」について

請求人は、市長が選挙区域外の県議会議員候補者の選挙の応援に、公用車を使用したことについて、選挙区域外の選挙応援は私的事項であり、公務で使われることが前提である公用車を使用したことは、違法・不当な行為であると主張する。

前述の「(1)市長の公務と公用車の使用について」で述べたとおり、市長として特定候補者の応援のためのあいさつや演説をすること自体は地位利用の選挙運動にあたらないことからしても、認められているものであり(昭和 38 年 2 月 14 日自治丙選発第 3 号自治省選挙局長通知「地方公共団体の公務員の地位利用による選挙運動等の規制について」)、市長公務の一つといえるものであり、先に示した判断基準に照らせば、そのための公用車使用が選挙区外であっても直ちに社会的相当性の域を明らかに逸脱したものと言うことはできない。

以上のことから、請求人の主張を認めることはできないものである。

### (3) 「監査対象事項(2)」について

請求人は、市長が㈱河北ランドの役員会に出席するため、公用車を使用したことについて、役員会への出席は個人的事案であり、公務で使われる公用車を使用したことは、不当な行為であると主張する。

これに対し、市担当者は、㈱河北ランドの役員就任については、法人設立当初から富谷市が株式を所有する企業への役員就任であり、富谷市長の立場で依頼されているものであり、代々の首長がその任にあたってきた経緯からしても、市長の個人的事案としての活動ではないと考えていると説明している。また、㈱河北ランドの回答書においても、就任の経緯が記載されている。

地方自治法 149 条の規定等に照らせば、市長の職務については相當に広範なものを含み得るものであり、市長が公私さまざまな団体の役員等へ就任等して活動することも、その団体の性格や活動内容によっては市政の運営と密接に関連し、その推進に有益な場合も少なくないといったことを前提として、市長がこのような団体の役員等に就任し、活動するについては、それが当該団体との何らかの合意に基づくものであったとしても、それを市の側からみた場合には市政と関連し、有益なものとして、これを市長としての職務の執行と認め得る場合があると解される。(裁判例 横浜地裁 平成 17 年(行ウ)第 19 号参照)

上記のことから、公務の範囲を考えるべきであり、それに相応する範囲において公用車の使用が認められると解するのが相当である。

以上、請求人の主張及び関係人の見解を斟酌し、監査委員の判断を示したものである。